

平成28年3月2日

本庁舎整備における議会機能について（たたき台）

1．議事堂に関する基本的な考え方

- (1) ユニバーサルデザインに配慮するとともに、区民が親しみやすく区民に開かれた施設とする。
- (2) 議会の独立性及びセキュリティの確保を図るとともに、効率的な議会活動に資する諸室配置とする。

2．必要な諸室及び機能等

(1) 議場・傍聴席

議場については、議会中継に配慮した音響、照明等の充実を図る。また、議会の活性化に資する座席配置とするとともに、十分なスペースを確保する。

傍聴席については、適正な通路幅の確保や段差の解消に努めるなど、傍聴者に配慮した環境を整備する。

(2) 委員会室

委員会室は、5つの常任委員会が同時開催できるように5室を設置するほか、議会運営委員会室を設ける。また、各委員会室には十分な傍聴スペースを確保するとともに、審査過程等の公開性を高めるためのレイアウトの工夫や設備の充実を図る。

(3) 会議室

予算・決算特別委員会の中継に配慮した会議室を設置するほか、理事会・幹事長会室を設ける。

(4) 正副議長室

応接スペースを備えた正副議長室を設置する。

(5) 議員控室

レイアウト変更に伴って備え可動式間仕切り等で区分できる構造にするとともに、遮音性を考慮する。

(6) 議会図書室

議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

(7) 理事者控室

会議に出席する理事者のための控室を設置する。

(8) 応接室

区民からの陳情や面会時のほか、他議会からの視察対応時などにも利用可能な応接室を設置する。

(9) 区民ロビー（現4階・5階エレベーター前スペース）

傍聴者、陳情者の待合スペースのほか、区議会広報紙などの設置スペースを確保する。

【裏面あり】

(10) 議会事務局

議事堂の効率的な管理及び、セキュリティ確保の観点から、議会事務局を議事堂の入口部分に配置する。

(11) その他

来庁者に対する議会情報の提供手段の充実

- ・ 議員登庁ランプ（出退表示板）

議事堂内だけでなく、庁舎の入口など区民に分かりやすい場所にも設置する。

- ・ デジタルサイネージ等の設置検討

「本日の会議予定」などについて、来庁者に対し、分かりやすい表示方法を検討する。